

商工会議所の団体総合生活保険

ナイスパートナー

のご案内

保険期間

2026年3月31日午前0時から2027年3月31日午後4時

※更新時の始期時刻は午後4時となります。

加入は毎月受付中!

お申し込み月の翌月末日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。

■ 最大で40.5%の割引が適用されます!

			割引率 40.5%OFF  傷害補償 ※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。  個人賠償責任補償 弁護士費用等  介護補償  携行品損害補償  ホールインワン・アルバトロス費用補償
長期休業補償	がん補償	医療補償	
割引率 29.3%OFF	割引率 40.5%OFF	割引率 40.5%OFF	

※経験損害率による保険料修正率は、天災危険補償特約には適用されません。

ナイスパートナー 6つのポイント

- | | | | |
|---|--|---|--|
| 1 | 商工会議所のスケールメリット
最大40.5%の団体割引等適用
団体割引等の適用により割安な保険料で加入できます | 4 | 無料で利用できる充実したサービス
メディカルアシスト、介護アシスト、デイリーサポートなどのサービスで安心した生活をお届けします |
| 2 | 配偶者やご家族もご加入いただけます
商工会議所会員事業者の役員・従業員ご本人だけでなくご家族の方も加入できます | 5 | ご加入の際、医師の診査は不要
ご加入時の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります |
| 3 | あなたに合った補償が選べる! 充実した補償のラインナップ
長期休業や介護、医療、がんに関する補償からおケガに関する補償まで充実した補償から、ライフステージに合わせた補償をお選びいただけます | 6 | いつでも・どこでもお気軽にWeb加入手続き(平日夜間や休日もお手続き可能)
専用Web加入サイトより補償内容の確認や、お見積りが可能なため、時間や場所を問わず保険を検討いただけます |

補償の種類

お客様を取り巻くリスクは様々です。お客様のニーズに合った補償を組み合わせでご加入いただけます。

ライフスタイル等に応じて、ご希望の補償を選択してください。

からだに関する補償		
	長期休業補償 (団体長期障害所得補償 (GLTD))	病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1を超えた場合に最長3年または最長60歳・65歳・70歳の誕生日まで、収入の減少を補償します (認知症・メンタル疾患補償特約は最長2年の補償となります。)
	がん補償	がんと診断確定*2された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。
	医療補償	病気で入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。
	介護補償	保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金 (一時金) をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス (認知症介護電話相談等) をご用意しています (サービスの具体的な内容は、「付帯サービス」をご参照ください。)
	傷害補償	国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

賠償・財産・費用に関する補償		
	個人賠償責任補償 弁護士費用等	・国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物 (受託品)*3 を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ・国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*4・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*5 等により精神的苦痛を被った場合*6 に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。
	携行品損害補償	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
	ホールインワン・ アルバトロス 費用補償*7	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。 ・以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*8 - ア.同伴競技者 イ.同伴競技者以外の第三者*9 ・記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*3 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

*4 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*5 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*6 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

*7 傷害補償、団体長期障害所得補償 (GLTD)、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

*8 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*9 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

タイプ内容等詳細は、ナイスパートナーご加入手続きサイトをご確認ください。保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

Web加入限定

おすすめセットプラン

加入対象者

※詳細はパンフレットの
P.12をご確認ください。

40.5%※OFF!

※ 団体割引: 30% 損害率による割引: 15%

補償の重複*をなくし、必要最低限の補償を備えたプランです。

* がん補償の「がん入院保険金」と医療補償の「疾病入院保険金」、がん補償の「がん手術保険金」と医療補償の「疾病手術保険金」等の重複

保険料

ペットネーム	がん補償(UNIT4)	
補償の種類 (種目)	がん補償[本人型]	
加入タイプ	C21	C11
がん診断保険金額	100万円	50万円*1
がん通院保険金日額 がん通院延長保険金日額 (1日あたり)	2,500円	
抗がん剤治療保険金額 (1か月あたり)	5万円	
がん患者申出療養保険金額 (保険期間通算)	3,000万円	
がん再発転移保険金額	100万円	50万円*1
がん生活支援特約	以下の場合に、毎年1回、 最大で10年間(10回)に わたり保険金をお支払い します。 ①がんと診断確定された とき(第1回がん生活支 援保険金) ②てん補期間*2中に、がん の治療を直接の目的と して毎年所定の治療*3を 受けたとき(第2回以後 がん生活支援保険金) がん生活支援 保険金額 第1回 10万円、 第2回以降 50万円	



ペットネーム	医療補償(UNIT5)
補償の種類 (種目)	医療補償[本人型]
加入タイプ	M1
疾病入院保険金日額 (1日あたり)*4	2,500円
疾病手術保険金額	重大手術*5 疾病入院保険日額の40倍
	重大手術以外で入院中の手術 疾病入院保険日額の10倍
	重大手術以外で入院中以外の手術 疾病入院保険日額の5倍
放射線治療保険金額	2.5万円
総合先進医療基本保険金額 (保険期間通算)	500万円
総合先進医療一時金額	10万円

月払保険料

(円)

満年齢 (2026年3月31日)	5 ～9歳	10 ～14歳	15 ～19歳	20 ～24歳	25 ～29歳	30 ～34歳	35 ～39歳	40 ～44歳	45 ～49歳	50 ～54歳	55 ～59歳	60 ～64歳	65 ～69歳	70 ～74歳	75 ～79歳	80 ～84歳	85 ～89歳
ご加入 タイプ C11+M1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,970	4,160	6,010	7,860	9,950	11,620	13,370	13,900
ご加入 タイプ C21+M1	330	380	370	390	600	860	1,430	2,060	2,880	更新のみ*6 3,820	5,390	7,900	10,460	13,640	15,960	18,590	19,740

■ お支払い例

● がん補償+医療補償セットプランに加入
の従業員Aさん(42歳)

がん診断の結果、胃がんと診断された。10日間入院後、抗がん剤治療を毎月1回1年間にあたり実施。通院治療(通院日数は30日/年)を続けながら仕事と治療の両立を続けた。

お支払い額は・・・

がん診断保険金 ——— 100万円
+ 疾病入院保険金 ——— 10日×2,500円=25,000円
+ がん通院保険金 ——— 2,500円×30日=75,000円
+ 抗がん剤治療保険金 ——— 12か月×5万円=60万円
+ がん生活支援保険金(第1回) — 10万円

お支払総額 180万円

※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、パンフレット後記「補償の概要等」をご確認ください。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*7によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*7が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)*1についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

※1 50歳以上の方の新規加入はC11+M1(診断保険金・再発転移保険金50万円)のプランとなります。

※2 がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

※3 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

※4 病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。1回の入院について、120日を限度とします。

※5 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

※6 新規加入時に49歳以下だった方が50歳以上となり更新する場合のプランは、引き続きC21+M1(診断保険金・再発転移保険金100万円)のプランとなります。保険料は上表のC21+M1(診断保険金・再発転移保険金100万円)となります。

※7 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

付帯サービス 〈健康経営支援パッケージサービス〉

ナイスパートナーの各種補償へのご加入で、付帯サービスをご利用できます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

自動セット

受付時間*1 24時間365日



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

■ 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■ がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■ 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■ 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■ 転院・患者移送手配*2

転院されるととき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

自動セット

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く)

■ 電話介護相談/各種サービス優待紹介
午前9時～午後5時



0120-428-834

■ 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

■ インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

【ホームページアドレス】 www.kaigonw.ne.jp

■ 各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*

*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

自動セット

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く)

■ 法律相談 午前10時～午後6時

■ 社会保険に関する相談 午前10時～午後6時

■ 税務相談 午後2時～午後4時

■ 暮らしの情報提供 午前10時～午後4時



0120-285-110

■ 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■ 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

【ホームページアドレス】

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■ 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

【対象となる補償】介護補償にご加入いただいた場合

認知症アシスト

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

自動セット

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く)

■ 「認知症の人と家族の会」紹介
午前9時～午後5時



0120-775-677

■ 脳の健康度チェック
午前9時～午後5時



0120-002-531

■ 認知症介護電話相談
午前9時～午後5時



0120-801-276

■ 脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 脳機能向上トレーニング

(株)NeUIが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

【ホームページアドレス】

<https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

■ 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

【対象となる補償】**弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合**

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く)

■ いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス
午前10時～午後6時

 **0120-300-575**

■ 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス
午前7時30分～午前9時30分／午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

■ **いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス**

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- いじめ ● 嫌がらせ ● 痴漢 ● ストーカー行為
- 自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

■ **痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス**

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

【対象となる補償】**長期休業補償にご加入いただいた場合**

メンタルヘルスサポート

自動セット

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関する悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

受付時間(午前9時～午後9時 日・祝日を除きます。)

 **0120-783-503**

ご注意ください(共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1、ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)(うち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。
また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険 補償の概要等

*ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険料表」等をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

■ 団体長期障害所得補償（GLTD*1） 定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金=支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率（100%） ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率=1－$\frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$ ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）」）が、セットされるため、所定の精神障害については精神障害でん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等 *1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害でん補期間（2年）が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した就業障害については、保険金のお支払い対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（就業障害の定義：A）。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の[*1]をご確認ください。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の[*6]をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の[*4]をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）」がセットされています。

治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）では、免責期間中の「就業障害」について、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。

*1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

がん補償

保険の対象となる方ががん*¹と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*¹と診断確定されたときに、がん*¹以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*¹の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*²で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約＋がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん通院延長保険金	・がん通院保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院を含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること がん通院延長保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院を含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金と重複する日の通院（更新前契約で支払われる通院を含みます。）に対しては、重複してはお支払いできません。 *1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。
抗がん剤治療補償特約		保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*1にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。
がん患者申出療養特約		がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
がん先進医療特約		がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
がん再発転移補償特約		がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
がん生活支援特約	・第1回がん生活支援保険金 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 ・第2回以後がん生活支援保険金 てん補期間*中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金をお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金支払基準日*2)の前日までをいいます。 *2 1 回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*費用のお支払いについて】 一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。 事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。 *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ・粒子線治療*が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。 ※変更・中止となる場合があります。	
--	--

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病手術保険金 病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または 重大な過失 によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他見所のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
	疾病入院保険金 病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1 回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	放射線治療保険金 病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
退院後通院保険金特約 傷害負担特約	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金 病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次. 費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金のお支払いを減額してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
	医療一時金 病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。	
三大疾病・重度傷害一時金特約	保険期間中に以下のような状態となった場合 ① 次のいずれかに該当した場合 ■がん*1が新たに生じたことと診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合 ② 急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③ 脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ④ 急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑤ 急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脊髄損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑥ 急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合	

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・重度傷害一時金特約	▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。 *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*3で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 *2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。 *3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2) 院内がん登録実務用」等は含みません。 【ご注意】 がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。	(「医療補償基本特約」と同じ)

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)
- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
 - ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
 - ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
 - ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】 一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。) *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ・粒子線治療*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。 ※変更・中止となる場合があります。	
---	--

傷害補償

■保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような、急性性、偶然性、外来性のいずれかまたは全てを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。
- *2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- 保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。 通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。 手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等 *1 「天災危険補償特約」をセレクトする場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。

■ 賠償責任に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等^{*1}を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)^{*2}を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)(に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。*ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任^{*1})によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両^{*3}または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質・性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失^{*4} ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*5}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	国内において以下のような事由により、保険金の受取人^{*1}が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)(によって被った身体の障害^{*2}または財物の損壊等^{*3}について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当な身体拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画などでの表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた^{*4}ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた^{*4}ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故^{*5}について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします^{*6}。 ※弁護士等^{*7}への委任や弁護士等^{*8}への法律相談および弁護士等^{*9}への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。*ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者^{*9}、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等^{*7}への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思^{*10}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為^{*1}、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等^{*3} ・労働災害により生じた身体の障害^{*2}または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害^{*2} ・石綿もしくは石綿を含む製品等有する発ガン性等に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害^{*2}または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害^{*2}、財物の損壊等^{*3}または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者^{*4}の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害^{*2}または財物の損壊等^{*3} ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者^{*5}、父母もしくはお子様が賠償義務者^{*4}である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故^{*6} 等 *1 保険金のお支払対象となる原因事故^{*6}による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思^{*7}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

■ 財産に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失^{*1}に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等 ^{*1} 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

■ 費用に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合 ■ 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス) ① 同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者^{*1} ■ 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルパトロス ▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等^{*2}を、1回のホールインワンまたはアルパトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者^{*1}の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルパトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルパトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者^{*1}およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルパトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 ^{*1} 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 ^{*2} 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルパトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

① この保険に加入のお申込みをいただける方(ご加入者)

商工会議所会員および商工会議所会員事業者と、その事業者の役員・従業員の方、商工会議所の職員の方

② 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲		介護補償	団体長期障害所得補償	左記以外の補償
(1) 商工会議所会員 (2) 商工会議所会員事業者の役員・従業員 (3) 商工会議所の職員		○	○	○
(1) (2) (3) の方の家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	△ (4) 本人の両親、配偶者	—	○ (5)
	(1) (2) (3) の方と同居されているご親族の方	—	—	○ (5)

(1) 商工会議所会員

(2) 商工会議所会員事業者の役員・従業員

(3) 商工会議所の職員

(4) 「介護補償」は、(1)、(2)および(3)の方の両親、配偶者を含みます。Web募集には、配偶者の両親は含みません。

(5) 介護補償、団体長期障害所得補償以外は、(1)、(2)および(3)の方の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、(1)、(2)および(3)の方の同居されているご親族を含みます。

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。ナイスパートナーご加入手続きサイトの各補償内容のページをご確認ください。

③ 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

ご加入いただける「型」は次のとおりです。

傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、団体長期障害所得補償、携行品補償、ホールインワン・アルパトロス費用補償：本人型、

個人賠償責任補償、弁護士費用等補償：家族型

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

	本人型	家族型
①ご本人*1	○	○
②ご本人*1の配偶者	—	○
③ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

① 婚姻意思*3を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご加入方法

ご加入にあたっては専用のQRコードまたはURLからご加入手続きサイトにアクセスのうえお手続きください。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

保険期間

2026年3月31日午前0時～2027年3月31日午後4時

※更新時の始期時刻は午後4時となります。

加入は毎月受付中!

お申し込み月の翌月末日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。
詳細は下表をご確認ください。

加入始期月	加入手続きサイト上での手続き期間	保険期間	保険料払込方法	保険料初回払込月
3月加入	2026年2月1日～3月25日	2026年3月31日午前0時～2027年3月31日午後4時まで	クレジット カード払 (月払)	保険期間 開始月の 翌月*
4月加入	2026年3月26日～3月31日	2026年4月30日午前0時～2027年3月31日午後4時まで		
5月以降加入	4月以降毎月1日～月末	お申し込み月翌月末日～2027年3月31日午後4時まで		

* 保険料払込月はクレジットカード会社により異なる場合がございます。

Web加入に関する大切なお知らせ

● ご加入内容に関する大切なお知らせ

保険の対象となる方は、商工会議所会員、商工会議所会員である事業者の役員・従業員、商工会議所の職員本人およびそのご家族に限ります。対象となる方の範囲は補償ごとに異なりますので、詳細はP.12をご確認のうえお申し込みください。対象となる方が団体の構成員、またはご家族でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

● Webでのご加入手続きは、新規ご加入時および更新時のみご利用いただけます。ご加入後の変更・解約等を希望される場合、取扱代理店までご連絡ください。

● Web手続きでご加入された場合のお支払方法は、クレジットカード払(月払)のみとなります。

● 更新はWebにてお手続きいただけます。

詳細につきましては、ご登録のメールアドレスにお送りする内容をご確認ください。手続締切日(2026年3月1日)までに、Webでのお手続きやご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。ただし、がん補償、医療補償、長期休業補償、介護補償において被保険者の年齢によっては、更新いただけない場合がございます。「更新しない」または、「加入内容変更」を希望される方はWebにてお手続きいただくか、その旨を取扱代理店までご連絡ください。手続締切日までにお手続きが必要です。なお、更新時には、割引率の変更の他、保険料が年齢等により変更となることがありますので、ご了承ください。

● クレジットカードのご利用にあたって、加入始期月の翌月以降、毎月中旬頃に1回目のオーソリゼーション(クレジットカードの有効性確認)を実施します。

このオーソリゼーション1回目がNGとなった場合、ご登録のメールアドレスへメール送信(*)されますので、必ずご確認ください。この場合、クレジットカード情報の再登録(変更)が必要となります。再登録(変更)のお手続きをいただけなかった場合、同月の月末頃に2回目のオーソリゼーションを実施します。このオーソリゼーション2回目がNGとなった場合につきましても、ご登録のメールアドレスへメール送信(*)されますので、必ずご確認ください。保険期間末日まで補償継続をご希望の場合、未払保険料相当額を一括でお支払いいただく必要がございます。また、払込期日までに未払保険料相当お支払いいただけない場合は契約解除となりますのでご了承ください。

(*)メール送信 メール件名: 1回目【重要】クレジットカードご登録内容の再確認のお願い(団体総合生活保険)
2回目【重要】保険料相当額の払込に関するご案内(団体総合生活保険)
メール発信元: 東京海上日動 hoken.info@tmnf.jp (1回目・2回目オーソリゼーションメールともに同様の発信元)

※本パンフレット記載の「QRコード」はデンソーウェーブの登録商標です。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「制度改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合^{*1}には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

^{*1} 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご入力** ください。^{*1}

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*2}

^{*1} ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。ただし、医療補償・がん補償に加入される場合で、保険の対象となる方(被保険者)を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

^{*2} 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

制度改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年3月31日始期契約より、次のとおり補償内容等の制度改定を行います。なお、保険料等が変更となる場合がございますので、保険料等につきましては、募集パンフレットおよび加入依頼書を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

[主な改定点]

補償	改定項目	概 要
がん補償	がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターン的一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。
	がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。	②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
	「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
医療補償	「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
	「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。
	②保険料の改定	がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
傷害補償	参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
	「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 ＜対象特約＞ 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
介護補償	一部タイプの販売停止	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、保険金額を500万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止いたします。 現在K3タイプにご加入の方は、更新後はK2タイプ(保険金額300万円)での更新となります。
団体長期障害所得補償 介護補償	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ■団体長期障害所得補償 ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」 ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「捜索支援サービス」

このご案内は、2026年3月31日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

●この保険は、日本商工会議所を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本商工会議所が有します。「ナイスパートナー」は、本制度のベトナム名です。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、手続締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書
ご加入内容確認事項
(意向確認事項)

https://tmnf-shoukou-kanyuu.com/nicepartner_jusetsu2026.pdf



商工会議所名

お問い合わせ先
【取扱代理店/引受保険会社】